

大型連休に対する対応について

2019年ゴールデンウイーク

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」

【概要】

① 休日とする日の特定

- 天皇の即位の日(来年5月1日)及び即位礼正殿の儀が行われる日(来年の10月22日)は、休日とする。
- この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規程による天皇の即位に関して適用する

② 他の法令の適用

- 上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規程の適用があるものとする。
- この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

③ 法律の失効

- この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項
その前日及び翌日が「国民の祝日」である日
(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする

※10月22日は火曜日

2019年ゴールデンウィーク

- 2019年のゴールデンウィークは、土曜日を入れれば10連休となる。これまで、年末年始などの連休では、地域ごとに必要な救急医療体制を組まれるなど、対応がなされてきたが、今回の連休は過去最長であり、必要な医療機能が提供されるよう万全を期す必要がある。
- 今後、都道府県等の協力を得て、地域ごとに組まれた連休中の医療提供体制の確認を行うこととしてはどうか。
- また、各自治体が住民に対する十分な周知期間を確保する観点から、確認作業は2019年3月上旬までとし、自治体が住民に対して周知する情報を整理しておく必要があるのではないか。

